

常任理事の皆様へ
各団の皆様へ

令和7年4月14日

事務局 和田

春季大会2日目(4月19日)の組合せです。

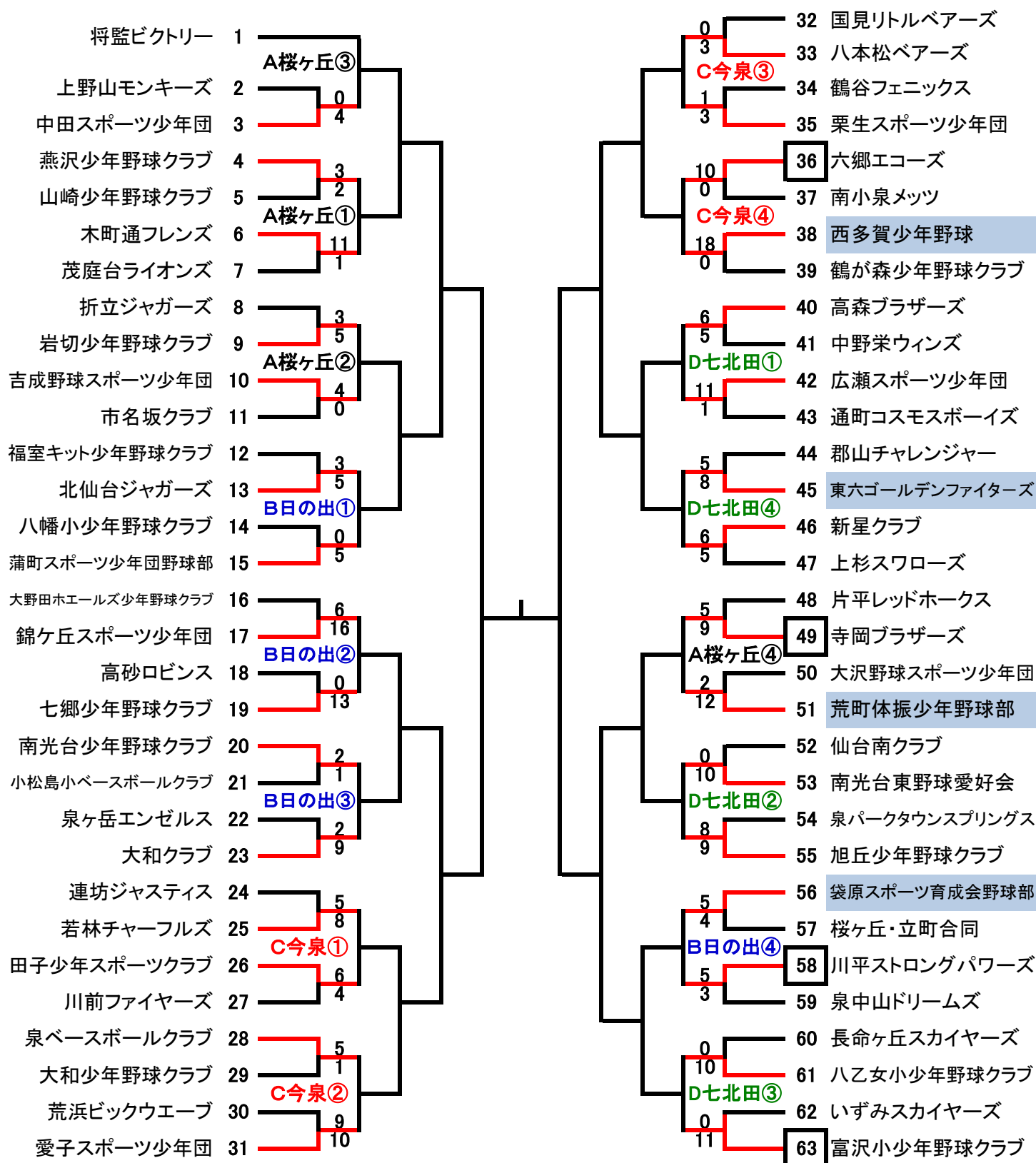
学校行事があるチームを第4試合に割り当ております。

令和7年度 第32回仙台市スポーツ少年団春季野球交流大会 トランスコスモス旗争奪戦大会要項

- 1:趣 旨 仙台市スポーツ少年団(野球)が一堂に会し、日頃の活動の成果を示し、団員相互の交流を計るとともに技能の向上を目指すこと。
- 2:主 催 仙台市スポーツ少年団
- 3:主 管 仙台市スポーツ少年団野球部会
- 4:後 援 仙台市教育委員会
仙台市野球協会
- 5:協 賛 トランスコスモス(株)、㈱NIKKAMEMORYART、アクティースポーツ、ナガセケンコー(株)
- 6:試合期日 4/13(日)・19(土)・26(土)・5/17(土)・25(日)・6/1(日)・8(日)・15(日)・22(日)・28(土)
(ただし、学校行事や雨天順延などのための調整日が他の日程となることがありますので了承ください。)
- 7:開 会 式 開会式会場 4月13日(日)7:30～ 海岸公園第1球場
雨天のため開会式ができないときは、午前10時からクラブハウスにおいて、セレモニーを行います。優勝旗等返還式のため前年度優勝および準優勝団の選手数名の出席をお願いします。
- 8:参加資格 (1)仙台市スポーツ少年団本部に登録した指導者及び団員とし仙台市内小学校に在籍する選手で構成したチームとする。
なお、特別な事情がある場合は役員会協議し参加資格を認める。
(2)指導者及び選手はスポーツ保険に加入していること、又は、同等の保険に加入していること。
(3)リトルリーグに登録している者は参加を認めません。
(4)登録メンバーが10名に満たないチームは、合同チームを編成して参加することを認める。
合同チームのユニフォームは、それぞれのチームのユニフォーム着用を認める。ただし、背番号は統一した番号とする。
- 9:その他 (1)大会要項及び大会規則による。
(2)雨天等で開催が危ぶまれるような場合は、試合会場担当責任者(部会役員)に各団の連絡責任者より確認の電話をお願いします。(第2日目以降の試合グラウンド等も)
(3)試合会場集合時間は試合該当団及び審判担当者とも試合開始予定時刻30分前に致します。(但し、第1日目の第1試合を除く)
(4)ボールボーイは試合該当団より各3名をお願い致します(内1名は外野)。
(5)試合終了後のグラウンド整備は試合終了該当団2団で行って下さい。
(6)事故等が発生した場合は、速やかに試合会場責任者(部会役員)に報告して下さい。
(6)ゴミ・たばこの吸殻等は各団でお持ち帰り下さい。
(7)その他ご不明等がある場合には各区の担当理事まで、電話にてお問い合わせ確認して下さい。

担当区	理 事	電話番号
青葉区	和田 松雄	090-4888-0316
泉 区	木村 光男	090-8780-9672
太白区	小林 孝夫	090-4559-1623
宮城野区	熊谷 頼朗	090-7523-7560
若林区	鈴木 真由美	090-7322-9009

令和7年度 第32回仙台市スポーツ少年団春季野球交流大会 トランスコスモス旗争奪戦トーナメント表 2日目(4月19日)



No. はグラウンド担当団となります。ご協力お願いいたします。

は学校行事のため、第4試合を割り当てます。

春季2日目（4月19日）【 試合時間グランド責任者等について 】

1. 試合会場及び担当団・連絡責任者

ブロック	試合数	使用グランド	グランド担当団	G責任者	電話番号
A	4	桜ヶ丘公園野球場	寺岡ブラザーズ	樋渡 大佑	090-7529-8577
B	4	日の出町公園野球場	川平ストロングパワーズ	鈴木 裕司	090-7327-7324
C	4	今泉球場	六郷エコーズ	佐藤 光広	080-5560-7857
D	4	七北田公園野球場	富沢小少年野球クラブ	畑山 作栄	090-2999-1838

2. 各ブロック試合開始時間予定

ブロック	試合数	第1試合	第2試合	第3試合	第4試合
A	4	9:00 ~ 10:30	10:45 ~ 12:15	12:30 ~ 14:00	14:15 ~ 15:45
B	4	9:00 ~ 10:30	10:45 ~ 12:15	12:30 ~ 14:00	14:15 ~ 15:45
C	4	9:00 ~ 10:30	10:45 ~ 12:15	12:30 ~ 14:00	14:15 ~ 15:45
D	4	9:00 ~ 10:30	10:45 ~ 12:15	12:30 ~ 14:00	14:15 ~ 15:45

3. 審判について

第一試合は本部より派遣のゴールド審判とグランド担当団より3名

第二試合以降は、前の試合の勝者が主審と2塁、敗者が1・3塁の審判となります。

4. 外野ネット担当者

各球場に外野ネットを取り付けます。グランド担当者は、ネット各担当者と事前に連絡をとり、ネットの引き渡しを受けて使用してください。大きめのハンマーを準備してください。

ブロック	試合数	使用グランド	ネット担当者	電話番号
A	4	桜ヶ丘公園野球場	木村 光男	090-8780-9672
B	4	日の出町公園野球場	氏家 龍彦	090-3644-2007
C	4	今泉球場	鈴木 真由美	090-7322-9009
D	4	七北田公園野球場	小林 孝夫	090-4559-1623

当日、若干の変更はご了承願います。

大会審判の取り組みについて

各種大会の審判については、毎年大会終了後各チーム関係者より、ジャッジに対するクレームが多く審判の技術向上が叫ばれております。仙台市野球協会のゴールド、準ゴールド及び上級の審判員に出来るだけ審判をお願いしております。

平成22年度より、仙台市スポーツ少年団の各種大会の審判については、次のとおりと致しますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 公認審判のグラウンドへの配置を行わず。仙台市野球協会のゴールド及び準ゴールドの審判を配置することと致します。配置された審判には日当1,000円を支給する。
2. 大会の審判は、各チームの皆さんに従来どおり試合終了後の試合の審判を行ってまいります。勝者が主審と2塁、敗者が1・3塁の審判を行ってまいります。但し、グラウンド担当団は第1試合のみ1~3塁の塁審をお願いします。主審は第1試合のみゴールド又は準ゴールドの審判が行います。
3. 審判は、審判技術の向上と正確なジャッジを行っていただくことを目差し各チームの仙台市野球協会のゴールド、準ゴールド及び上級の審判員にて対応願います。
4. 審判の講習会は、仙台市野球協会とタイアップして行います。
5. 試合中にジャッジなどで問題があった場合は、主審、塁審の4名で協議し判定しますが、控え審判のアドバイスを受けて協議し判定を行うことも出来ます。
6. 審判の服装は、各区で定めるシャツかポロシャツ。
審判徽章は、仙台市スポ少の大会のみ、全軟連の審判徽章、ゴールドの徽章、シルバーの徽章で行っても良いこととします。但し、県スポーツ少年団野球協議会のジャンボ大会などは全軟連の審判徽章のみとなりますので注意下さい。

<グラウンド責任役員へ>

1. グラウンドルールを責任審判員と協議して決定する。
2. 必ず抽選カードを持参する。

仙台市スポーツ少年団野球交流大会規則

- 1 参加資格は、仙台市スポーツ少年団本部に登録した指導者及び団員とし仙台市内の小・中学校に在籍する選手で構成したチームとする。なお、特別な事情がある場合は役員会にて協議し参加資格を認める。

新人戦においては、団員が本部登録されていなくとも、参加する事が出来る。
- 2 編成選手は野球部会所定の団員登録用紙に試合の都度提出する事とする。
- 3 登録メンバーが10名に満たないチームは、合同チームを編成して参加することを認める。

但し、他のチームからきた選手は、前のチームの試合に参加できない。
- 4 試合は6回戦とし（新人戦は5回戦とする。ただし、準決・決勝は6回戦とする。）、尚且つ90分（新人戦の5回戦は70分とし、準決・決勝は90分とする。）の時間制限を設定し、3回以降10点差の場合コールドゲームとする。

6回（新人戦は5回、準決・決勝は6回）終了後同点の場合、または試合開始後90分（新戦戦は70分、準決・決勝は90分）経過同点の場合は、特別延長（ノーアウト1、2塁）を2回まで行い同点の場合は終了時のメンバーにて抽選で勝敗を決める。
- 5 試合開始時刻30分前には、必ず試合会場に到着し、本部で先発メンバー表の提出（4部提出。放送設備のある場合は5部提出。）して先攻、後攻を決め、試合に備えて待機する。

（但し、開会式実施第1試合該当団は、例外とする。）
- 6 試合開始予定時刻になっても試合会場に来ないチームは棄権とみなし、相手チームの勝ちとする。
- 7 ボールボーイは、試合該当団より各3名とし、うち1名は外野に配置する（雨天の場合は大人で行う。）。
- 8 投手の投球数制限は設けず、1日投球イニング数を最大12イニングとする。

（特別延長戦も含む。）
- 9 春季野球交流大会の成績上位チームが、県大会を棄権した場合は、野球部会が主催する次年度の春季野球交流大会への参加を認めない。

但し、学校行事等の場合については、その都度協議することとする。
- 10 マナーアップに関する取り決め事項
 - (1) チーム（指導者、親の会、選手）が如何なる人に対しても、名誉を傷つける野次や言動、又は個人を攻撃するような行為を行った場合は、役員会でその行為が著しくスポーツマン精神に反するものと判断した場合、チームに対してペナルティを課すことができるものとする。

(2) 応援の鳴り物については、電子機器（スピーカーからの音楽等）の使用を一切認めない。

他の鳴り物の使用については、グラウンドの立地条件等により違いがあるので、グラウンド担当責任者の指示に従うこと。

1 1 本規則にない事項については、全日本軟式野球連盟野球規則および学童の部の規則にて行う。

（改定履歴）

第一回改定：令和 7 年 3 月 2 3 日